

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年8月28日 07時20分ごろ
発生場所	沖縄県南 ^{なんじょう} 城市クマカ島南西方沖 志喜屋港第2号灯標から真方位117° 1.04海里付近 (概位 北緯26°08.3′ 東経127°50.2′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年8月29日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.9m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北西、波高約0.5～1.0m、潮汐 高潮時、水 温 約30℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者1人が右舷船尾部に座って船外機を操作し、同乗者1人が左舷船首部に座り、乾舷が約0.3mとなった状態で、約5km/hの対地速力で釣り場を探しながら、波高約0.5～1.0mのうねりが発生している海域を航行していた。</p> <p>本船は、波高約1.0mのうねりが船首部の舷縁を越えて流入した際、海水が船尾部に滞留して船体が船尾側に大きく沈んだ後、すぐに船首部が浮上して船尾側に転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、海中に投げ出された後、転覆した本船を復原したものの、船外機が始動しなかったので自力航行を断念し、同乗者が海水パンツのポケットに入れていた携帯電話で119番通報を行い、来援した消防の水上オートバイにより救助され、本船は同水上オートバイによって付近の漁港にえい航された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は、本事故時、ミニボートを操縦するのが初めてであり、ミニボートが安全に航行できる海象条件を知らないまま出航した。</p> <p>国土交通省海事局が発行したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」によれば、ミニボートが安全に航行できる波の範囲は、乾舷の高さの半分以下である波高0.2mくらいまでが目安とされている。</p>
分析	本船は、操縦者がミニボートを安全に航行できる海象条件を知らな

	<p>いまま、波高約0.5～1.0mのうねりが発生している海域を航行したことから、波高約1.0mのうねりが船首部の舷縁を越えて流入した際、海水が船尾部に滞留して船体が船尾側に大きく沈んだ後、すぐに船首部が浮上して船尾側に転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、操縦者がミニボートを安全に航行できる海象条件を知らないまま、波高約0.5～1.0mのうねりが発生している海域を航行したため、波高約1.0mのうねりが船首部の舷縁を越えて流入した際、海水が船尾部に滞留して船体が船尾側に大きく沈んだ後、すぐに船首部が浮上して船尾側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、ミニボートの乾舷が極めて小さいことから、波が高い場合は出航を中止すること。